

## 情報公開用文書

西暦 2024 年 10 月 08 日作成 第 1 版

<b>実施内容</b>	ビーフリード補液の中心静脈投与について
<b>対象患者</b>	当院でビーフリード補液を受ける患者さん
<b>実施期間</b>	承認後から永続的に使用
<b>概要</b>	<p><b>【目的・意義】</b></p> <p>ビーフリード輸液は、アミノ酸・糖・電解質・ビタミン B<sub>1</sub> 液と一剤化した、末梢静脈から投与可能な静脈栄養輸液製剤として開発されました。そのため、添付文書上は末梢静脈内に点滴投与すると記載されています。しかし、本輸液は浸透圧が高く、末梢静脈から投与すると、一定の頻度で静脈炎が生じます。一方で、浸透圧の高い輸液製剤を中心静脈から投与すると静脈炎は起こりにくいとされています。</p> <p>抗がん剤を投与する場合、抗がん剤の血管外漏出のリスクの回避などを目的として中心静脈カテーテルを留置し、中心静脈から薬剤を投与することがあります。また、経口摂取ができない、あるいは、経口摂取量が少ない場合、栄養状態の改善のために中心静脈カテーテルを留置し、中心静脈から輸液を投与することがあります。</p> <p>中心静脈カテーテルが留置されている患者の場合、ビーフリード輸液を投与するためには、敢えて末梢ルートを確認して末梢静脈から投与する必要がありますが、静脈炎のリスクを高める可能性があります。</p> <p>以上の理由により、中心静脈カテーテルが留置されている患者の場合、ビーフリード輸液を中心静脈から投与することがあります。</p> <p><b>【予想される不利益と対策】</b></p> <p>本輸液を中心静脈から投与する不利益は特にないと考えられます。</p>
<p>当院の未承認新規医薬品等を評価する委員会において承認を受けた上記の治療について、対象者となられる方から同意をいただくことにかえて、病院ホームページにて情報を公開することにより実施しております。 本件について同意できない場合、この内容に関して拒否される場合やご質問がある場合は、下記の問い合わせ先までご連絡ください。 なお、同意できないと連絡をいただいた場合においても、添付文書の定める範囲内での使用では安全に医療を提供できないと担当医が判断したとき、再度ご説明させていただくことがあります。</p>	

**問合せ先および適応外使用を拒否する場合の連絡先**：〒411-8777 静岡県駿東郡長泉町下長窪 1007 番地  
静岡県立静岡がんセンター RMQC 室（医療の質・安全管理室） 電話番号：055-989-5222（代表）  
または、担当医に直接お申し出ください。